



目 次

告 示		ページ
○地域森林計画の定め	(森づくり推進課)	1
○地域森林計画の変更(3件)	( 〃 )	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知(8件)	(治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示(7件)	( 〃 )	2
○道路の区域変更	(道 路 課)	6
◎告示(指定金融機関等の名称、位置)の一部改正	(会計管理課)	6
公 告		
○河川法による所有者不明の工作物の措置	(河 川 課)	7

告 示

高知県告示第36号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により安芸地域森林計画を平成29年12月28日に定めたので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

平成30年1月26日

高知県知事 尾崎 正直

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第37号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき平成29年1月高知県告示第57号で告示した高知地域森林計画を平成29年12月28日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

平成30年1月26日

高知県知事 尾崎 正直

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第38号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき平成29年1月高知県告示第58号で告示した嶺北仁淀地域森林計画

を平成29年12月28日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

平成30年1月26日

高知県知事 尾崎 正直

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第39号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき平成29年1月高知県告示第55号で告示した四万十川地域森林計画を平成29年12月28日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

平成30年1月26日

高知県知事 尾崎 正直

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第40号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年1月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和60年4月農林水産省告示第566号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第41号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年1月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和60年6月農林水産省告示第919号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第42号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年1月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和60年10月農林水産省告示第1518号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第43号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年1月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和60年10月農林水産省告示第1648号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。)

る。)

#### 高知県告示第44号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年1月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年1月農林水産省告示第24号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 高知県告示第45号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年1月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年3月農林水産省告示第342号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 高知県告示第46号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年1月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和62年5月農林水産省告示第541号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 高知県告示第47号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年1月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和62年7月農林水産省告示第887号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに四万十市役所及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 高知県告示第48号

平成29年10月農林水産省告示第1569号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を構原町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年1月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

(1) 登記簿記載の住所

高岡郡構原町松原300番地

(2) 氏名

久岡 薫

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年9月農林水産省告示第1447号（二に限る。)

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について

#### 高知県告示第49号

平成29年11月農林水産省告示第1817号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を三原村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年1月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所

幡多郡三原村柚ノ木1番屋敷

イ 氏名

杉本 庄太郎

(2)ア 登記簿記載の住所

幡多郡三原村柚ノ木1番屋敷

イ 氏名

佐田 左右次

(3)ア 登記簿記載の住所

幡多郡三原村柚ノ木13番屋敷

イ 氏名

武田 長太郎

(4)ア 登記簿記載の住所

幡多郡三原村柚ノ木1017番地

イ 氏名

榎 良太郎

(5)ア 登記簿記載の住所

幡多郡三原村柚ノ木4番屋敷

イ 氏名

北中 徳次

(6)ア 登記簿記載の住所

幡多郡三原村柚ノ木1058番地

イ 氏名

宮添 福太郎

(7)ア 登記簿記載の住所

幡多郡三原村柚ノ木965番地

イ 氏名

北中 力太郎

(8)ア 登記簿記載の住所

イ 氏名 榎 留次 (9)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木7番屋敷	イ 氏名 高橋 芳吾 (20)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木18番屋敷	宮田 芳太郎 (31)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木29番屋敷
イ 氏名 宮添 伝次 (10)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木7番屋敷	イ 氏名 岡村 磯次 (21)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木19番屋敷	イ 氏名 宮田 時次郎 (32)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木30番屋敷
イ 氏名 宮添 宅次 (11)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木989番地	イ 氏名 沢良木 栄太郎 (22)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木19番屋敷	イ 氏名 岡本 光太郎 (33)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木32番屋敷
イ 氏名 榎 仲次 (12)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木9番屋敷	イ 氏名 沢良木 繁太郎 (23)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木616番地	イ 氏名 宮田 久万次 (34)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木34番屋敷
イ 氏名 杉本 専太郎 (13)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木968番地	イ 氏名 久米 弁太郎 (24)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木20番屋敷	イ 氏名 松田 常次 (35)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木42番屋敷
イ 氏名 竹添 辰次 (14)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木969番地	イ 氏名 大倉 芳太郎 (25)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木21番屋敷	イ 氏名 田辺 元太郎 (36)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木55番屋敷
イ 氏名 竹添 作次 (15)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木981番地	イ 氏名 植木 伊之助 (26)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木23番屋敷	イ 氏名 東 慶太郎 (37)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木39番屋敷上1番戸
イ 氏名 榎 宇太郎 (16)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木14番屋敷	イ 氏名 宮田 久米之助 (27)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木24番屋敷	イ 氏名 宮田 恵之太 (38)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木39番屋敷
イ 氏名 岡本 初太郎 (17)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木15番屋敷	イ 氏名 宮田 民之助 (28)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木25番屋敷	イ 氏名 宮田 辻太郎 (39)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木326番地
イ 氏名 岡本 倉太郎 (18)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木16番屋敷	イ 氏名 宮地 万太郎 (29)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木26番屋敷	イ 氏名 菊田 兵助 (40)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木43番屋敷
イ 氏名 大塚 亀太郎 (19)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木16番屋敷下1番戸	イ 氏名 宮田 岩次 (30)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木28番屋敷	イ 氏名 新谷 善太郎 (41)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木44番屋敷
	イ 氏名	イ 氏名 新谷 久太郎

(42)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木45番屋敷 イ 氏名 新谷 慶太郎	幡多郡三原村柚ノ木58番屋敷 イ 氏名 中谷 宇太郎	イ 氏名 北中 松次
(43)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木47番屋敷 イ 氏名 大塚 次太郎	(54)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木165番地 イ 氏名 中谷 種	(65)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木763番地 イ 氏名 生城 義光
(44)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木48番屋敷 イ 氏名 大塚 敬爾	(55)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木1257番地 イ 氏名 谷岡 亀太郎	2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和42年7月農林省告示第992号（二に限る。） (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について
(45)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木48番屋敷 イ 氏名 大塚 彦馬	(56)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木41番屋敷 イ 氏名 山本 守作	<b>高知県告示第50号</b> 平成29年11月農林水産省告示第1818号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成30年1月26日 高知県知事 尾崎 正直
(46)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木50番屋敷 イ 氏名 東 武之助	(57)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木1179番地 イ 氏名 田辺 伊吉	1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉甲1080番地2 イ 氏名 浜田 真理子
(47)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木52番屋敷 イ 氏名 東 嘉之助	(58)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木498番地 イ 氏名 宮田 儀助	(2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町1759番地 イ 氏名 中岡 訓
(48)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木177番地 イ 氏名 竹山 勝次	(59)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木61番屋敷 イ 氏名 寺岡 儀之助	2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 平成3年3月農林水産省告示第278号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
(49)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木272番地 イ 氏名 東 今太郎	(60)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木2番屋敷 イ 氏名 武内 源蔵	<b>高知県告示第51号</b> 平成29年12月農林水産省告示第1982号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び町役場に掲示
(50)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木54番屋敷 イ 氏名 大塚 喜馬太	(61)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木17番屋敷 イ 氏名 生城 重竜	
(51)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木54番屋敷 イ 氏名 大塚 久万吉	(62)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木59番屋敷 イ 氏名 谷岡 吉次	
(52)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木57番屋敷 イ 氏名 岡村 京太	(63)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木236番地 イ 氏名 東 勝太郎	
(53)ア 登記簿記載の住所	(64)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木1087番地	

するとともに、次のとおりその要旨を告示する。  
平成30年1月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所  
香美郡夜須村千切18番屋敷
- イ 氏名  
小松 武喜
- (2)ア 登記簿記載の住所  
香美郡夜須村千切18番屋敷
- イ 氏名  
小松 竹喜
- (3)ア 登記簿記載の住所  
香美郡夜須村千切18番屋敷
- イ 氏名  
小松 愛子
- (4)ア 登記簿記載の住所  
高知市南ノ丸町58番地17
- イ 氏名  
和同産商株式会社
- (5)ア 登記簿記載の住所  
吾川郡吾北村久喜958番地2
- イ 氏名  
藤原 功治
- (6)ア 登記簿記載の住所  
住所なし
- イ 氏名  
岡村 亀弥
- (7)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡越知町南ノ川耕761番地
- イ 氏名  
片岡 長四郎
- (8)ア 登記簿記載の住所  
室戸市室戸岬町2377番地
- イ 氏名  
木下 基幸
- (9)ア 登記簿記載の住所  
東京都世田谷区玉川奥沢町一丁目485番地
- イ 氏名  
松本 光世
- (10)ア 登記簿記載の住所  
高知市秦南町二丁目29番11号
- イ 氏名  
坂井 俊三
- (11)ア 登記簿記載の住所

大阪府茨木市東奈良一丁目14番17号

イ 氏名

安岡 常子

- (12)ア 登記簿記載の住所  
土佐市甲原309番地

イ 氏名

立野 淑子

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成4年10月農林水産省告示第1091号

- (2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第52号

平成29年12月農林水産省告示第1983号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を土佐市役所及び関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年1月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

- (1)ア 登記簿記載の住所  
吾川郡小川村西津賀才176番地

イ 氏名

岡林 義太郎

- (2)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡越知町越知甲2133番地4

イ 氏名

織田 富夫

- (3)ア 登記簿記載の住所  
吾川郡三瀬村柳瀬124番屋敷

イ 氏名

橋本 安喜

- (4)ア 登記簿記載の住所  
高知市南万々147番地10

イ 氏名

篠原 侯雄

- (5)ア 登記簿記載の住所  
土佐市北地1903番地

イ 氏名

西本 多喜子

- (6)ア 登記簿記載の住所

滋賀県大津市打出浜11番28号

イ 氏名

海治 立憲

- (7)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡樽原町神の山488番地

イ 氏名

西元 守夫

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年4月農林水産省告示第420号

- (2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第53号

平成29年12月農林水産省告示第1984号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び安田町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年1月26日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

- (1)ア 登記簿記載の住所  
香美郡夜須町手結298番地94

イ 氏名

西山 紀

- (2)ア 登記簿記載の住所  
室戸市羽根町

イ 氏名

山地 鹿蔵

- (3)ア 登記簿記載の住所  
室戸市羽根町

イ 氏名

安岡 栄

- (4)ア 登記簿記載の住所  
室戸市羽根町311番屋敷

イ 氏名

宮崎 八郎

- (5)ア 登記簿記載の住所  
室戸市羽根町甲516番地

イ 氏名

小原 耕一

- (6)ア 登記簿記載の住所

室戸市吉良川町甲465番地  
イ 氏名  
福田 徳一  
(7)ア 登記簿記載の住所  
室戸市室戸岬町514番地2  
イ 氏名  
久保 誠一  
(8)ア 登記簿記載の住所  
幡多郡三崎町三崎1530番地  
イ 氏名  
土居 宏  
(9)ア 登記簿記載の住所  
群馬県高崎市鼻高町56番地31  
イ 氏名  
土居 伸昭  
(10)ア 登記簿記載の住所  
奈良県橿原市石原田町161番地16  
イ 氏名  
岡崎 秋弘  
(11)ア 登記簿記載の住所  
室戸市羽根町甲766番地  
イ 氏名  
柳生 万歳

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨  
(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。  
平成3年5月農林水産省告示第648号  
(2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第54号**  
平成29年12月農林水産省告示第1985号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。  
平成30年1月26日  
高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者  
(1)ア 登記簿記載の住所  
土佐郡土佐村相川20番屋敷  
イ 氏名

川井 浅右衛門外1名  
(2)ア 登記簿記載の住所  
高知市栄田町一丁目24番地  
イ 氏名  
近藤 勝  
(3)ア 登記簿記載の住所  
土佐郡土佐村田井1195番地  
イ 氏名  
和田 順太郎  
(4)ア 登記簿記載の住所  
愛媛県松山市余戸1235番地  
イ 氏名  
桑名 一郎  
(5)ア 登記簿記載の住所  
大阪市港区千代見町四丁目7番地1  
イ 氏名  
杉本 安野  
(6)ア 登記簿記載の住所  
長岡郡大豊町寺内510番地  
イ 氏名  
小笠原 秀郎  
(7)ア 登記簿記載の住所  
高知市上町四丁目2番13号  
イ 氏名  
高橋 徳恭  
(8)ア 登記簿記載の住所  
南国市大埔甲2345番地2  
イ 氏名  
都築 喜弘  
(9)ア 登記簿記載の住所  
長岡郡大豊町和田24番地  
イ 氏名  
大利 浩彰  
(10)ア 登記簿記載の住所  
長岡郡西豊永村安野々97番地  
イ 氏名  
都築 誉

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨  
(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示(国有林に係るものを除く。)で定めるところによる。  
平成2年5月農林水産省告示第705号  
(2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・

期間及び樹種について  
**高知県告示第55号**  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成30年1月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成30年1月26日  
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道  
2 路線名 321号  
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月町弘見字 馬路口6番6から 幡多郡大月町弘見字 馬路口6番3まで	前	11.5 }	41
	後	11.5 }	41
		20.6	

**高知県告示第56号**  
昭和39年4月高知県告示第110号(指定金融機関等の名称、位置)の一部を次のように改正し、平成30年2月10日から施行する。  
平成30年1月26日  
高知県知事 尾崎 正直

別表の3 収納代理金融機関の表中

「	清水	土佐清水市	」
「	下ノ加江	」	」

を  
「

「	清水	土佐清水市	」
---	----	-------	---

に改める。

-----  
公 告  
-----

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき、所有者不明の工作物の措置を次のとおり行う。

平成30年1月26日

河川管理者  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 工作物の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量  
二級河川浦尻川 土佐清水市浦尻166番地先  
H鋼2本
- 2 所有者の行うべき措置  
工作物の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に河川管理者の指示に従い、当該工作物を除却しなければならない。
- 3 河川管理者の措置  
河川管理者は、工作物の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物を除却させ、河川法第75条第4項の規定により、当該工作物を保管するものとする。  
なお、保管後に工作物の所有者が判明した場合は、同条第9項の規定により、当該所有者に当該工作物の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。